

ガス用品の技術上の基準等に関する省令等の一部改正について

平成28年1月22日
経済産業省
商務流通保安G
製品安全課

1. 改正の概要

ガス事業法(昭和29年法律第51号)第39条の10第1項において、ガス用品を製造、輸入する場合は、技術上の基準に適合することとしており、技術上の基準についてはガス用品の技術上の基準等に関する省令(昭和46年通商産業省令第27号。以下「技術基準省令」という。)で規定している。

技術上の基準については、ガス用品の品目毎に材質、構造、試験方法等の詳細な仕様を定めた「仕様規定」となっていたが、日々進化する新基準・新製品に対し、より迅速に対応するため、平成28年1月22日、技術基準省令を改正し、ガス用品が満たすべき安全性能を明確化した「性能規定」に改め、同年4月1日から施行する。

また、性能規定化された技術基準を満たすものとして、現行の技術基準省令における「仕様規定」を例示すべく、ガス事業法の運用及び解釈について(ガス用品関係)(平成23・11・14商局第2号)の改正を行った。

2. 改正の具体的内容

(1) 技術基準省令の改正

別表第3を改正し、ガス用品ごとの詳細な技術基準に代えて、ガス用品に共通で求められる性能について規定した。具体的には次の事項を定めた。また、別表第3の改正に伴う所要の改正を行った。

○一般要求事項(5項目)

- ・安全原則
- ・安全機能を有する設計等
- ・供用期間中における安全機能の維持 等

○危険源に対する保護(8項目)

- ・火災の危険源からの保護
- ・無監視状態での運転を考慮した安全設計
- ・異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止 等

○表示(2項目)

- ・一般
- ・個別の規定

(2) 解釈の改正

別添2を改正し、性能規定化された技術基準を満たすものとして、現行の技術基準省令における「仕様規定」を品目毎に例示した。

3. スケジュール

平成28年1月22日 公布

平成28年 4月1日 施行